

生活文化局都民生活部会計年度任用職員（市民活動事務専門員）募集要項

項 目	内 容
職名	市民活動事務専門員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u>
勤務職場	生活文化局都民生活部地域活動推進課 (東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号)
採用予定人数	2 名
職務内容	1 町会・自治会向けの助成事業に係る次の業務等 (1) 申請に係る事前相談、連絡調整、申請事務処理 (2) 審査会、説明会の運営事務補助 (3) 実績報告書類の事前内容確認、連絡調整、額確定事務処理 (4) 支出関係事務処理 (5) その他本事業に関して必要となる事務 2 その他町会・自治会活動への支援に係る業務
応募資格・求められる能力	(1) 町会、自治会等からの問い合わせや相談に対応できる十分なコミュニケーション能力を有すること (2) 協調性があり、困難案件にも粘り強く取り組む意欲を有すること (3) パソコン (Excel、Word 等) の操作に精通しており、迅速・正確に業務を遂行することができること (4) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること
勤務日数	年間 192 日 (原則として月 16 日勤務。土日、祝日を除く。)
勤務時間	1 日 7 時間 45 分 ※所属長の命により、必要な場合は超過勤務が生じることがある。
休憩時間	1 日 60 分
休暇等	(有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇 (無給) 病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与 ※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

報酬額	月額 208,100 円（令和 7 年度の額であり、改定される場合あり） 通勤手当相当額を別途支給（上限 150,000 円/月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入有り ※ 一定の要件を満たす場合
応募方法等	（１）応募書類 応募書類については、下記URL「生活文化局都民生活部会計年度任用職員（市民活動事務専門員）応募フォーム」（以下「応募フォーム」という。）または、生活文化局会計年度任用職員の募集ページからダウンロードしてください。 https://logoform.jp/form/tmgform/1388807 ①会計年度任用職員申込書（以下「申込書」という。） 最近３カ月以内に撮影した写真を必ず貼付してください。 「職名」欄には、「市民活動事務専門員」と記入してください。 連絡先として、日中連絡できる電話番号を電話番号欄に記載してください。 申込書は、選考及び採否の連絡等、採用に関連する業務のみに使用し、他の目的には使用しません。また、申込書は返却しませんので、ご了承ください。 （２）応募方法 ◆応募フォーム（原則、こちらの方法でお申し込みください。） 上記URL（応募フォーム）から応募してください。 ◆郵送（上記方法がとれない場合のみ） ご自宅にパソコン環境が整っていないなどやむを得ない場合は、次の①及び②を下記受付窓口まで郵送にてお申し込みください。 ① 会計年度任用職員申込書 ② 返信用封筒 １通 ※定型封筒（長３）に合否通知の郵送先住所と氏名を書き、110 円切手を貼付してください。 （３）申込期限 令和 8 年 1 月 28 日（水）17 時必着
選考	（１）選考方法 第一次選考 書類審査 第二次選考 面接 （２）合否の発表等 第一次選考の合否は、令和 8 年 2 月 5 日（木）ごろ応募フォーム、メール又は郵送により通知予定です。 第二次選考の面接は、令和 8 年 2 月 17 日（火）ごろ実施し、選考結果については、合否に関わらず本人宛電話、メール等により通知します。なお、選考結果等に関する問合せには一切応じません。

問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課地域活動支援担当 電話 03-5388-3166
-----	--

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。